

開成町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 30 日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第14号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和 50 年開成町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 6 （略） （ <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等</u> に対して課する固定資産税の経過措置） 7 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）</u> 附則第21条第 1 項の規定に基づき、 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度の固定資産税</u> について、法附則第18条の 3 の規定は、適用しない。 8 ～ 27 （略）	附 則 1 ～ 6 （略） （ <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等</u> に対して課する固定資産税の経過措置） 7 <u>地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）</u> 附則第14条第 1 項の規定に基づき、 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の固定資産税</u> について、法附則第18条の 3 の規定は、適用しない。 8 ～ 27 （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
- この条例による改正後の附則第 7 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。